

登録済みの副本を貼付して提出してください。

一級

二級

木造

建築士事務所廃業等届

下記事由により建築士事務所を廃止しましたので、建築士法第23条の7の規程により、関係書類を添え、届け出ます。

令和3年4月1日

届出義務者住所 新潟市中央区白山浦1-614

氏名 (株)新潟設計事務所
代表取締役 新潟 花子

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

新潟県指定事務所登録機関

一般社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様

| | | | |
|-------------|--|---|-----------|
| 登録年月日 | 平成15年1月10日 | 登録番号 | (二)第1234号 |
| 建築士事務所 | 事務所の名称 | (株)新潟設計事務所 | |
| | 所在地 | 〒951-8131 新潟市中央区白山浦1-614 電話(025)265-4748 FAX(025)231-6553 | |
| | 一級・二級・木造の別 | 一級 建築士事務所 | |
| 開設者 | 新潟 花子 | | |
| 廃業の理由 | 業務縮小のため | | |
| 廃業年月日 | 令和3年3月31日 | | |
| 事務所と届出者との関係 | ①. 開設者本人 2. 相続人 3. 破産管財人 4. 合併解散時の代表役員 5. 破産等の清算人 | | |

[備考]

1. ※印欄は記入しないでください。

※登録簿抹消 年 月 日

※受付印

※審査